

福商ビジネス倶楽部規約

(名 称)

第1条 本会は福商ビジネス倶楽部と称する。

(事 務)

第2条 本会の事務は、福岡商工会議所事務局が処理する。

(目 的)

第3条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 若手ビジネスパーソンのネットワークづくりをおこなう。
- (2) ビジネスチャンスを生み出す。
- (3) ビジネスパーソンとしての人格、教養及び管理能力を高める。
- (4) 会員相互の啓発、親睦をはかる。

(原 則)

第4条 本会は特定の個人または法人その他団体の利益を目的として、その事業をおこなわない。

2. 本会を特定の政党、宗教のために利用しない。

(事 業)

第5条 本会は、その目的達成のために次の事業をおこなう。

- (1) 異業種交流、意見交換
- (2) トピックスに関する勉強会
- (3) 自社商品・技術のPR及び意見・情報交換
- (4) 関係諸団体との交流
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

(会員の資格)

第6条 本会の会員は、福岡商工会議所会員事業所の経営者、後継者、または勤務者である者のうち、福岡商工会議所において次の区分に応じ入会を承認された者とする。

- (1) 満20歳以上45歳以下の者 会員
 - (2) 満46歳以上の者 賛助会員
2. 年度途中で満46歳に達した会員は、第6条第1項の規定にかかわらず、当該年度終了時まで会員の資格を有する。当該会員より申請があった場合には、事務局で協議の上、翌年度以降、引き続き賛助会員として本会事業に参加することができる。

(会員の義務)

第7条 本会の会員は、この規約を遵守し出席義務のある会合には積極的に参加し、本会の目的達成に必要な協力を進んで負うことを義務とする。

(入 会)

第8条 本会に入会する者は、入会申込書を事務局に提出し、福岡商工会議所の承認を得なければならない。

(会費納入義務)

第9条 会員は別に定める会費を納入するものとする。

(会員資格喪失)

第10条 会員は次の事由によりその資格を失う。

(1) 自然退会

①9月末の時点で年会費が未納の会員は、10月1日付で退会にて処理する。
ただし、その後、会費が納入された場合は、会員としての復帰を認める。

(2) 自主退会

(3) 死亡

(4) 会員の所属する事業所が福岡商工会議所会員ではなくなったとき

(5) 除名

(退 会)

第11条 会員が退会しようとする時は、退会届を事務局に提出しなければならない。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一つに該当する時は、福岡商工会議所の判断において除名することができる。

(1) 本会もしくは商工会議所の対面を傷つけ、または趣旨に反する行為をしたとき。

(2) その他、会員として相応しくないと認められるとき。

(総 会)

第13条 本会には定時総会と臨時総会を置く。

(総会の招集)

第14条 定時総会は、毎年5月に代表幹事が招集する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に代表幹事が招集する。

(1) 代表幹事が必要と認めたとき。

(2) 幹事会が召集の必要を決議したとき。

(3) 4分の1の会員より会議に附すべき事項を示した書面で、招集請求があったとき。

3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項並びに日時・場所を記載した書面をもって開催日の7日前までに通知を発しなければならない。

(総会の決議)

第15条 決議はその出席会員の過半数をもって決する。

(総会の決議事項)

第 16 条 総会の決議事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業報告、事業計画および収支決算、予算の承認、決定
- (3) 役員を選任および解任
- (4) その他重要な事項

(役員の種類および数)

第 17 条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 代表幹事 若干名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 会計監事 2名

(役員を選任)

第 18 条 役員は会員の中から別に定める手続きに基づき、総会において選任する。

(役員任期)

第 19 条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 任期満了により退任した役員は後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(役員職務)

第 20 条 代表幹事は本会を代表し会務を処理する。

2. 幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときは代表幹事が予め指名した幹事がその職務を執行する。
3. 会計監事は、本会の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(幹事会構成)

第 21 条 幹事会は代表幹事、幹事、会計監事をもって構成する。

(幹事会招集)

第 22 条 幹事会は代表幹事が招集する。

2. 幹事会の議長は、代表幹事もしくは幹事とする。

(幹事会決議)

第 23 条 幹事会の決議は出席構成員の過半数をもって決する。

(幹事会決議事項)

第 24 条 幹事会の決議事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 本条に定めるものの他、この規約により幹事会に附議すべき事項。
- (4) 本会の運営に必要な規定制定及び改廃

(5) 分科会の設置改廃及びその編成

(6) その他、代表幹事が必要と認めた本会運営に関する事項

(委員会の設置)

第25条 本会は目的を達成するために必要な委員会を設置することができる。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収入)

第27条 本会の収入は、年会費、参加費、その他の収入とする。

(規約)

第28条 この規約に定めない事項は、代表幹事が幹事会の議決の後、福岡商工会議所の承認を経て定めるものとする。

福商ビジネス倶楽部 入会規約

第1条 規約第8条(入会)に関する規約を定める。

第2条 入会希望者は、所定の入会申込書を事務局に提出する。

第3条 事務局は本規約第2条の入会申込書を受理したとき、入会希望者を下記により審査する。

(1) 規約第6条(会員の資格)に定める資格を有する者

(2) 健全な社会人としての良識と教養を有する者

(3) 本会の諸行事に参加する意志と能力を有する者

(4) 会費及びその他の負担金を納入する意志と能力を有する者

福商ビジネス倶楽部 会費規約

第1条 福商ビジネス倶楽部規約第9条に定める会費の納入については、この規約の定めるところとする。

第2条 会員の会費として年額10,000円(消費税込)とする。

第3条 中途入会者の会費は、事業年度が6ヶ月経過した場合は5,000円とする。

第4条 退会者の既納の会費は年度の途中であっても返戻しない。

第5条 会費は毎年4月30日までに一括納入するものとする。

第6条 会費の払い込みは、指定の預金口座に振り込むものとする。

福商ビジネス倶楽部 役員選任規約

第1条 福商ビジネス倶楽部規約第18条(役員を選任)に定める役員を選任手続きについては、この規約の定めるところとする。

第2条 幹事会は代表幹事候補者を指名し、代表幹事候補者は幹事、会計監事を選考し、

これを総会へ提出する。

第3条 総会は第2条に基づき、役員を選任する。

福商ビジネス倶楽部 委員会規約

第1条 福商ビジネス倶楽部規約第25条に定める委員会に関する事項については、この規約の定めるところとする。

第2条 常設として研修、交流の各委員会を置き、必要に応じて臨時委員会を設けることができる。

第3条 常設委員会は次の事項を調査、研究、立案、実施するものとする。

(1) 研修委員会

- ①総会並びに幹事会運営
- ②規約に関する事項
- ③事業計画、収支予算に関する事項
- ④例会の開催
- ⑤その他必要と認められる事項

(2) 交流委員会

- ①会員相互の啓発、親睦
- ②会員の拡大
- ③その他必要と認められる事項

第4条 委員会は、幹事をもって編成する。

第5条 委員会には委員長1名、副委員長若干名を置くものとする。

第6条 委員長は委員会を代表し、その活動を統轄し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時はこれを代行する。

第7条 委員会はその事業について幹事会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は平成16年7月21日より施行する。

附 則

1. この規則は平成25年5月17日より施行する。

附 則

1. この規則は平成30年5月16日より実施する。